



給料・手当等の支給金額の内訳	月区分	支給月日	基本給	家族手当	手当	手当	手当	手当	総支給金額	給与等から控除された小規模企業共済等掛金の金額	前月中に通常の給与を支給していなかった場合に支給する賞与の税額計算				
			円	円	円	円	円	円	円	円	区分	第1回	第2回	第3回	
											支給月日	・	・	・	
											社会保険料等控除後の賞与の金額①	円	円	円	
											①× $\frac{1}{6}$ 又は $\frac{1}{12}$ ②				
											②に対する月額表に定める税額③				
											算出税額③×6又は12				
											支給する賞与の金額が、前月中に支給した通常の給与の10倍を超える場合の賞与の税額計算				
											区分	第1回	第2回	第3回	
											支給月日	・	・	・	
											社会保険料等控除後の賞与の金額①	円	円	円	
											①× $\frac{1}{6}$ 又は $\frac{1}{12}$ ②				
											②+前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」③				
											③に対する月額表に定める税額④				
											④-前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」に対する月額表の税額⑤				
										算出税額⑤×6又は12					
										災害減免法による徴収猶予関係	申告書の受付月日 月 日	徴収猶予許可月日 月 日	徴収猶予期間 自 月 日 至 月 日	雑損失又は繰越雑損失がある場合の徴収猶予限度額 円	

退職所得の税額計算	就年月日	職	支払確定年月日	職	勤続年数及びその勤続年数に必ずる控除の金額	左の勤続年数に通算された前の退職手当についての勤続年数及びその勤続年数に必ずる控除の金額	差引退職所得控除額	平成19~22年中の退職手当の有無等		
	退年月日	職	支給年月日	職	自年月日(年) 至年月日(年)	自年月日(年) 至年月日(年)				
	退区分	普通・障害	申告の有無	有・無	① 円	② 円	(①-②) 円			
1	通常の場合	支給金額	① 円	退職所得控除額	② 円	課税退職所得金額 ((①-②)× $\frac{1}{2}$ )	③ 円	③に対する税額(申告がないときは、①×20%) 円		
2	追加支給をする場合	追加支給の金額	① 円	前に支給した退職手当	② 円	合計支給額 (①+②)	④ 円	課税退職所得金額 (((④-⑤)× $\frac{1}{2}$ )	⑥ 円	①から徴収する税額(⑦-③) (前回、今回とも申告がないときは、①×20%) 円
			③ 円	同上の徴収税額	③ 円	同上の退職所得控除額	⑤ 円	⑥に対する税額	⑦ 円	
3	本年中に他から受けた退職手当がある場合	支給金額	① 円	本年中に他から受けた退職手当	② 円	合計支給額 (①+②)	④ 円	課税退職所得金額 (((④-⑤)× $\frac{1}{2}$ )	⑥ 円	①から徴収する税額(⑦-③) (申告がないときは、①×20%) 円
			③ 円	同上の徴収税額	③ 円	同上の退職所得控除額	⑤ 円	⑥に対する税額	⑦ 円	